

経 済 産 業 省

20230124 貿局第3号
輸出注意事項2023第2号
輸入注意事項2023第4号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年2月6日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定められた日から施行する。

- 一 別紙1に係る規定 令和5年2月28日から施行する。
- 二 別紙2に係る規定 令和5年4月 1日から施行する。

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改 正 後	現 行
1～6 （略） 7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、<u>アルジェリア</u>、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8～11 （略）	1～6 （略） 7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8～11 （略）

「特定科学施設の届出等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号）

改 正 後	現 行																
1. 届出者 （1）対象施設 次に掲げる施設であって、（別紙）の基準を満たすもの ①～③ （略） ④ 博物館法第31条第2項に規定する指定施設 ⑤ （略） （2） （略） 2～8 （略） （別紙） （略） 【様式1】 （略） <table border="1"> <tr> <td>申請者区分 （※該当する区分に○印を付すこと）</td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>（4）博物館法第三十一条第二項に規定する指定施設</td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table> （以下略）	申請者区分 （※該当する区分に○印を付すこと）		（略）		（4）博物館法第三十一条第二項に規定する指定施設		（略）		1. 届出者 （1）対象施設 次に掲げる施設であって、（別紙）の基準を満たすもの ①～③ （略） ④ 博物館法第29条で定める博物館に相当する施設 ⑤ （略） （2） （略） 2～8 （略） （別紙） （略） 【様式1】 （略） <table border="1"> <tr> <td>申請者区分 （※該当する区分に○印を付すこと）</td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>（4）博物館法第二十九条で定める博物館に相当する施設</td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table> （以下略）	申請者区分 （※該当する区分に○印を付すこと）		（略）		（4）博物館法第二十九条で定める博物館に相当する施設		（略）	
申請者区分 （※該当する区分に○印を付すこと）																	
（略）																	
（4）博物館法第三十一条第二項に規定する指定施設																	
（略）																	
申請者区分 （※該当する区分に○印を付すこと）																	
（略）																	
（4）博物館法第二十九条で定める博物館に相当する施設																	
（略）																	